

妊孕性温存療法の一部を別の医療機関で実施した場合に提出してください。

記入例

様式第1-3号

岡山県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業に係る領収金額内訳証明書
(妊孕性温存療法実施医療機関の連携機関)

岡山県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業の実施要綱で示す対象者要件を満たす者に対し、妊孕性温存療法実施医療機関の指導に基づく妊孕性温存療法(※1)の一部を実施し、次のとおり治療費を徴収したことを証明します。

令和5年 5月 1日

医療機関の所在地 岡山市北区内山下××-××
医療機関の名称 ××クリニック
診療科 産婦人科
担当医師 氏名 井原 四郎
(自署)

妊孕性温存療法を受けた者	ふりがな	おかやま はなこ			
	氏名	岡山 花子			
	生年月日・性別等	1994年	4月	1日生	男 <input type="radio"/> 女 <input checked="" type="radio"/>
妊孕性温存療法を受ける患者の紹介を受けた妊孕性温存療法指定医療機関名と当該医師名		医療機関の名称(△△病院)		担当医師の氏名(倉敷 太郎)	
領収金額合計 ※2	10,000円 (内訳は以下のとおり)				
領収金額内訳	項目	〇〇製剤処方			費用
					10,000円
					円
					円
					円
					円
備考					

治療期間
令和5年4月15日～令和5年4月15日

領収金額に関する問合せ先	
担当課	庶務課
担当者	総社
電話番号	086-×××-××××

- ※1 生殖機能が低下する又は失う恐れのある原疾患治療に際して精子、卵子又は卵巣組織を採取し、これを凍結保存するまでの一連の医療行為、若しくは卵子を採取し、これを受精させ、胚(受精卵)を凍結保存するまでの一連の医療行為のこと。
- ※2 助成の対象となる費用は、妊孕性温存療法及び初回凍結保存に要した費用に限るものとし、入院室料(差額ベッド代等)、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用及び初回の凍結保存費用を除く凍結保存の維持に係る費用は対象外です。